

内共第 13 号第五種共同漁業権  
遊漁規則

# 最北中部漁業協同組合

## 内共第 13 号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、最北中部漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 13 号第五種共同漁業権にかかる漁場「以下単に「漁場」という。」区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、にじます、やつめうなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭で、その他はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第 13 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
刺し網	肩長さ 15 メートル以下 網丈 1 メートル以下

- 2 1 枚網以外の刺し網を使用して水産動植物を採捕してはならない。
- 3 最上川、銅山川、新田川、泉田川、角川及び赤松川において、次条第 1 項に掲げる公示の日から 20 日間は、友釣り、どぶ釣り及びがら掛け（掛け釣り）以外の漁具・漁法によりあゆを採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
さくらます (海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	3月1日から8月31日まで
やまめ (さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。)	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで
にじます	4月1日から9月30日まで
やつめうなぎ	7月1日から翌年5月9日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種はそれぞれ中欄の区域内において右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

魚種	区域	期間
	最上川	最上郡大蔵村地内大蔵橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで
	升形川	指首野川との合流点から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで

うぐい (はや)	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ 400メートルの地点まで	4月20日から 5月21日まで
	指首野川	升形川との合流点から上流及び下流それぞれ 100メートルの地点まで	
	新田川	新庄市地内角沢橋から上流及び下流それぞれ 300メートルの地点まで	
かじか	最上川	最上郡大蔵村地内大蔵橋から上流及び下流それ ぞれ500メートルの地点まで	4月1日から 5月31日まで
	新田川	全域	
	升形川	新庄市地内升形橋から上流400メートルの地点まで	
	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ 500メートルの地点まで	
こい ふな	最上川	新庄市地内本合海大橋から上流及び下流それぞ れ500メートルの地点まで	5月10日から 6月10日まで
	升形川	新庄市地内升形橋から下流400メートルの地点まで	
	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ 400メートルの地点まで	

2 次の表の左欄に掲げる魚種は、中欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中刺し網で、こいを採捕してはならない。

魚種	区域	期間
こい	漁場区域内の最上川全域	10月1日から翌年の1月31日まで

(全長制限等)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

— 3 —

魚種	全長
こい	10センチメートル
ふな、うぐい(はや)	5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

2 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

(水産資源の保護に関する制限事項)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の者又は肢体不自由者（身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳を持っている者であって組合が認めた者に限る。）のときは無料とする。  
なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の魚種についての遊漁もできるものとする。

① 釣り、すくい網、たも網、やす、徒手採捕、友釣り、どぶ釣り及びがら掛け（掛け釣り）による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
うぐい（はや）、こい、かじか、いわな、さくらます（やまめ）、にじます、やつめうなぎ、もくずがに	やす（うぐい（はや）及びかじかに限る。）釣り、すくい網、たも網、徒手採捕	1,500円	7,200円
あゆ	友釣り、どぶ釣り、がら掛け（掛け釣り）	1,800円	8,300円

② その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、やつめうなぎ	刺し網	1年	12,000円
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、いわな、さくらます（やまめ）にじます、やつめうなぎ、もくずがに	投網	1年	9,400円
	四ツ手網。置釣り、せん（筒）はえなわ		

- 2 前項の第2号の遊漁料を納付した場合は、同項第1号に掲げる遊漁についてもできるものとする。
- 3 遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 4 第1項ただし書きに規定する方法により納付するときの納付するときの遊漁料は、

同項の遊漁料に 1,000 円を加算した額とする。

- 5 第 1 項に規定する期間 1 年の遊漁料について、2 種類以上納付する場合は、1 種を超える遊漁料につきそれぞれ 3,600 円を控除する。

(遊漁承認証に関する事項)

第 10 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認したときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（1 日券を除く）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条 3 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証の承認等に関する事項)

第 10 条 この漁場区域及びア表に掲げるすべての漁場区域においてイ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第 2 条第 7 条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁 場 区 域（漁業権番号）				
内共第 1 号	内共第 2 号	内共第 3 号	内共第 4 号	内共第 5 号
内共第 6 号	内共第 7 号	内共第 8 号	内共第 9 号	内共第 10 号
内共第 11 号	内共第 12 号	内共第 13 号	内共第 14 号	内共第 15 号
内共第 16 号	内共第 17 号	内共第 18 号	内共第 19 号	内共第 20 号

内共第 21 号	内共第 22 号	内共第 23 号	内共第 24 号	内共第 25 号
内共第 26 号	内共第 27 号	内共第 28 号		

イ表

水産植動物	遊具・漁法	遊漁料	
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く。）	1年間	31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間	20,000円

2 前項の承認により遊漁をするときは、第ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、遊漁者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

— 6 —

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

#### 附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。